

命 令 書

帯広市大空町2丁目4-10

申 立 人 帯広地域労働組合

上記代表者 執行委員長 A

広尾郡大樹町東本通33

被 申 立 人 大 樹 町

上記代表者 町 長 B

上記当事者間における平成23年道委不第30号大樹町不当労働行為事件について、当委員会は、平成24年11月9日開催の第1721回公益委員会議及び同月26日開催の第1722回公益委員会議において、会長公益委員道幸哲也、公益委員樋川恒一、同成田教子、同亘理 格、同浅水 正、同加藤智章及び同野口幹夫が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

申立人帯広地域労働組合（以下「組合」という。）と被申立人大樹町（以下「町」という。）が保育業務を委託している申立外社会福祉法人Z1（以下「Z1」という。）が不当労働行為事件（平成22年道委不第2号）で和解協定に合意した内容に従い、平成23年12月3日開催の町同席による団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）を行った際、組合は町に質疑を行い回答を求めた。団体交渉に出席していた町の課長は持ち帰って検討してみるとしていたにもかかわらず、町

が、組合の回答要求は和解協定に基づくものではないから一切コメントせず、今後組合と直接協議をしないと通知してきたことから、組合は町に対し、改めて回答を求めて団体交渉を二度申し入れたが、これに応じなかった町の行為が、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして救済申立てがあった。

さらに、組合は、町に対し、Z1の給食調理外部委託について改めて団体交渉を申し入れたが、指定した期日までに回答しなかった町の行為が、法第7条第2号に該当する不当労働行為であり、同行為と当初救済申立ての行為がともに同条第3号の支配介入にも当たるとして追加申立てがあった事案である。

2 請求する救済内容の要旨

組合が請求する救済の内容は、次のとおりである。

- (1) 町は、2011（平成23）年12月18日付けで申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- (2) 町は、2012（平成24）年3月23日付けで申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- (3) 町は、組合が上記(1)及び(2)で申し入れた団体交渉を拒否することで組合を弱体化させる支配介入行為を行ってはならない。
- (4) 陳謝文の掲示及び新聞広告の掲載

3 本件の争点

- (1) 町は、法上の使用者といえるか。（争点1）
- (2) 町の行為は、団体交渉拒否に当たるか。さらに、拒否に当たると評価された場合、正当な拒否理由はあるか。（争点2）
- (3) 町の行為が正当な理由のない団体交渉拒否に当たると評価された場合、この行為は、組合を無視ないし軽視した支配介入に当たるか。（争点3）

第2 当事者の主張の要旨

1 組合の主張の要旨

- (1) 争点1について

ア 法における「使用者」について

法第7条における「使用者」は、直接労働契約を締結している企業や個人に限定されない。特に団体交渉は、それを通じて労働者の労働条件や雇用などの維持・改善を目的とするものであるところ、労働契約法上の直接の使用者に限る必要はなく、人事・労働条件に対し、実質的に支配、決定できる地位にあるものを含むと解される。

Z1の場合、労働者の労働条件や雇用について実質的に支配し決定権限を持つ町との関係を考慮すると、組合とZ1との団体交渉だけでは、実質的に労使関係における交渉の目的全部を達成できるとは言い難い。労働者と直接雇用関係がなくても、一定の条件が満たされる場合は法第7条第2号の「使用者」として町は団体交渉に応じる義務を負うものであり、同法における「使用者」は、言い換えれば、「労働者の労働関係上の諸利益に何らかの影響力を及ぼしうる地位にある一切の者」である。

イ 町とZ1の委託契約関係の存在

町は、Z1に保育業務を委託し、Z1でさえ正確に分からないほど、長期間にわたって業務委託契約を結んでいる。Z1は、Z2及びZ3の二つの保育園を運営しているが、その原資は町から100パーセントの運営費で賄っており、保育料納入、入所措置も町が執り行っている。業務委託契約書には、指導義務、報告義務、契約解除などの権限が明記されており、町がZ1の管理・監督権限を有することは明らかである。

ウ Z1の給食外部委託計画に対する町の関与

町は、業務委託者として、Z1の進めるZ2及びZ3の給食調理業務外部委託(以下「本件外部委託」という。)計画に当初から深く関わっている。平成21年7月15日付け(以下平成の元号を省略する。)の「確認書」にある、Z1が「大樹町の無期限延期の指導を受け入れた」事実は、町から指導があった場合にZ1はその趣旨を受け入れなければならないことを示しており、この当時の町の意味が、本件外部委託の「無期限延期」であったことも明らかである。

Z1は、この町の指導を受け入れ、町から給食調理業務の運営における今後について指導を仰ぐこととし、そのことについて町も回答していたが、そ

の後、Z1は一転して、町に本件外部委託の協議文書を提出した。これに対する町からの回答文書は、本件外部委託を決定したというもので、双方で一旦合意したはずの「十分協議を重ねて進める」との趣旨に相反するものであった。

なお、町は、「保育所における調理業務の委託について」（10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知。以下「厚生省局長通知」という。乙第7号証。）をこの決定の根拠としており、組合としても同通達の存在は承知しているが、十勝管内でも、音更町を除き給食部門の外部委託をしている保育所は見当たらず、外部委託できないということではないが、しなければならぬというものでもない。

現在、Z1は、本件外部委託に反対したC組合員（以下「C組合員」という。）だけを不当に「調理員」から「用務員」に職種変更して、Z3の給食現場から追い出した。本件外部委託が組合とZ1の労使の争いの原点であり、町は、Z1が本件外部委託を表明してから今日までこれに深く関わっており、使用者責任を否定できない。

エ 町とZ1の一体性について

本件団体交渉におけるZ1代理人と町担当者とのやり取りをみれば、Z1が組合との交渉の前に町と事前打合せをして臨んだことをうかがわせる。

また、Z1が、組合との団体交渉を一方的に拒否した次の日に、町は、Z1と組合との間で労使問題について係争中であることを理由に、文書不開示の決定をしたことからしても、両者が緊密に連絡を取り合っていることが分かる。

(2) 争点2について

ア 23年12月18日付け団体交渉申入れについて

Z1による町の団体交渉出席の要請書の作成に当たっては、組合も意見を述べ、確認の上、質問等の用意もあることを明記して要請したものであった。その上で、席上出した質問について「回答」を求めたのに対し、町の担当課長は「持ち帰って検討し、回答します」と約束したにもかかわらず、開き直って「回答拒否」文書を送りつけてきたもので、明らかな団体交渉拒否である。

イ 24年3月23日付け団体交渉申入れについて

24年3月22日開催の本件手続第2回調査の準備として、組合は、Z1の本件外部委託について、町に求める団体交渉事項を書面で示したにもかかわらず、「話し合う余地はない」として尚早な結論を出した上、同年3月23日付け団体交渉の申入れに対し町が一切回答しないのは明らかな団体交渉拒否である。

(3) 争点3について

町への団体交渉申入れは合計3回にわたり、繰り返される町の団体交渉拒否は、本件外部委託に固執するあまり、同意しない組合員だけを「用務員」として職種変更の不利益処分をしたZ1にお墨付きを与えるもので、組合への支配介入である。

さらに、C組合員は、組合の書記長でもあり、本件外部委託問題が組合加入の動機であることに鑑みれば、町の対応は、組合を弱体化させ活動を制限するものである。また、労働者が組合に加入して労働条件の維持改善を図るという労働組合の本来の目的を無に帰するものであり、組合への支配介入に該当する。

2 町の主張の要旨

(1) 争点1について

ア 法における「労働者」について

法上の労働者に当たるか否かについては、①その者が当該企業の事業遂行に不可欠な労働力として企業組織に組み込まれているか、②契約の内容が一方的に決定されるか、③報酬が労務の対象の性質を有するか、④業務の発注に対し諾否の自由がないか、⑤業務遂行の日時、場所、方法などにつき指揮監督を受けるか、等の事情を総合考慮して判断すべきである。本件に上記基準を当てはめてみるに、町とZ1の間には業務委託関係はあるものの、これが全てであり、町と調理師との関係は全く希薄であり、上記要件を満たしていない。

イ 町とZ1の委託契約関係の存在

町は、委託期間を1年間と定めて、Z2及びZ3における保育業務をZ1に委託してきている。保育所への入所手続や保育費用の徴収を町が行うことに

については児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）に定められていることであり、当然のことである。業務委託契約書には受託者に報告義務を課し、業務状況の聴取等もできる旨うたわれているが、これを超えて特にZ1の運営、例えば、職員の採用や人事異動に町が意見を述べたり、指導することは一切ない。

ウ Z1の本件外部委託計画に対する町の関与

厚生省局長通知において、一定の条件を満たせば当該業務を第三者に委託することは差し支えない扱いとなっており、Z1が同通知にのっとりて調理業務の外部委託を選択しようとするときは、町としては、同通知に基づき、特別の事情がない限り、運営に関するZ1理事会の方針を尊重すべきであると考え、計画を承認したものである。

エ 町とZ1の一体性について

Z1は、法人格を持ち独立して運営されている組織であり、町は、Z1にZ2及びZ3における保育業務を委託しているとの立場において、委託業務遂行の範囲内でZ1に関与することがあるが、それは目的達成のための必要な限度に止まり、Z1が誰を職員に採用し、当該職員をどの職場に配置するかという事柄について、何一つ指揮・監督権を持たず、また現に指揮・監督したこともない。

さらに、町とZ1の間には、資本関係はなく、理事や職員など人事面でのつながりも全くない。

したがって、町は、Z1の労働者の労働条件や雇用について、実質的支配、決定権限をもっていない。

(2) 争点2について

ア 23年12月18日付け団体交渉申入れについて

C組合員が、町ではなく、別個独立した法主体であるZ1に雇用されていることは明らかであり、町は、単にZ1に対する過去の指導経過を説明する立場で本件団体交渉に同席したのであり、それ以上に交渉の当事者となる趣旨では断じてない。よって、町は、使用者とは認められず、上記団体交渉に応ずる義務はない。

イ 24年3月23日付け団体交渉申入れについて

町は、使用者とは認められず、団体交渉に応ずる義務はない。なお、追加申立時現在は、当事者間において話し合う議題が果たしてあるか否かを論じていて、北海道労働委員会（以下「道労委」又は「当委員会」という。）が、その議題の提出を組合に指示している段階にあり、追加申立ては、道労委による調査手続の流れを無視するものといわざるを得ず容認できない。

- (3) 争点3について
否認ないし争う。

第3 認定した事実

1 当事者等

- (1) 町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく普通地方公共団体である。
- (2) 組合は、個人加盟の労働組合として20年4月19日に結成され、24年11月現在、組合員38名を擁し、上部団体を持たない単一の労働組合である。
なお、C組合員は、16年4月にZ1に嘱託の調理員として採用され、採用後調理師免許の資格を取り正規職員となったが、24年3月に用務員に職種変更の発令をされている。組合には、21年3月に加入している。
- (3) 申立外Z1は、広尾郡大樹町に主たる事務所を置く、昭和48年5月25日に設立された社会福祉法人であり、町から保育業務の委託を受け、Z2及びZ3を運営している（乙1、2）。

2 22年道委不第2号事件における和解協定成立の経緯について

- (1) 21年3月、C組合員は、Z3に給食調理員として勤務していたが、給食部門を外部に委託するので失職になるとの話があり、組合に相談し、この頃組合に加入した（A陳述・第1回審問調書3頁以下）。
- (2) 同年7月15日、組合とZ1は、「Z1は、給食部門の外部委託について大樹町の無期限延期の指導を受け入れたことを表明する」ことを合意した。この合意に先立ち、組合は、町に対し、町民から集めたZ1の本件外部委託問題についての署名を持参提出していた（A陳述・第1回審問調書6頁以下、甲7）。
- (3) 同年9月3日、Z1は、町に対し、管理栄養士の配置など、本件外部委託の

無期延期に伴う支援要請を行ったが、その要望の中に、「保育園所属の栄養士及び調理職員の労務管理は、大樹町保育所担当課長が責任を持って実施する」との要望項目があった（甲8）。

(4) 同年10月19日、町は、上記(3)のZ1の要請に対し、「園側の労務管理を町の担当課長が責任を持つことは不可能です。町としては、園の組織がどのようなものか理解しておりませんが、通常では、事務長さんが責任ある管理指導を担うものと考えております。」と回答した（甲9）。

(5) 同年11月11日、Z1は、町に対し、「Z2及びZ3保育業務委託契約」第6条に基づき、書面により、本件外部委託の協議要請を行ったが、この協議要請は、Z1が上記(4)の町の回答後も本件外部委託実施に強い意欲を示したことから、町のD副町長（当時）がZ1に提出を指示した経緯によるものであった（A陳述・第1回審問調書14頁、甲10、14、27）。

(6) 同年12月10日、町は、Z1の要請に対し、本件外部委託を決定したが、この回答文には、「なお、委託にあたっては、貴Z1理事会での審議のうえ慎重に取り進めることとし、また、保育にかかわる児童の保護者に対し、外部委託の趣旨について十分な説明と理解のもと事業が遂行されるなど、適切な実施を期するようお願い申し上げます。」との一文が添えられていた（甲11）。

(7) 22年1月25日、組合は、本件外部委託問題について、町役場において、町のD副町長（当時）及びE町民課長（当時）と面談した（甲27）。

(8) 同年2月18日、組合は、当委員会に対し、Z1を被申立人として、不当労働行為救済申立て（22年道委不第2号事件）をした（乙3）。

(9) 同年3月9日、B町長は、22年第1回大樹町議会定例会一般質問において、F大樹町議会議員の質問に対し、次のとおり答弁した（乙6）。

ア Z1の本件外部委託計画について、「給食業務は町の委託先である法人側の運営上の問題でございまして、運営については決定する理事会の方針を、町としても特別の事情のない限り尊重すべきものと考えております。また、職員の雇用や人事、待遇面について、委託者だからといって関与することは適切でないと考えております。」

イ Z1に「無期限延期」の指導をした経緯について、「私としては、町内に無用な混乱が起きては困ると、職員や園児の父母に不安や動揺が広がることを

懸念いたしまして、法人側に当面給食の委託を延期できないか理事会でも検討してほしいということをお願いしております。職員や父母の会とこの問題について、時間をかけて理解を求めていくことなどを条件に延期を指導したところでもあります。」

ウ 最終的に本件外部委託を承認した理由について、「延期の決定以降、法人側では業務委託の可能性については、理事会や、これは後ほど作ったのですけれども、検討委員会というところで協議がなされたようでございます。昨年10月末頃より延期していた給食業務を外部委託したい旨、口頭にて再度協議がございました。私どものほうでは、副町長と担当課長で何回かのやり取りがあったと伺っておりますし、最終的には昨年11月に法人側より保育園の給食調理業務の外部委託について協議書が提出されましたので、その協議内容である業務委託の理由を内部協議をした結果、やむを得ないものと判断をし、その旨を12月10日付けにて通知したものであります。なお、附帯条件として、調理業務に従事する職員の処遇については、くれぐれも遺漏のないようにと付け加えたところであり、口頭にて職員や園児の父母の理解を十分求めることを申し伝えております。」

エ 今後の町の対応について、「私どももこれらはきちっとした中での取組をしていきたいと思っておりますけれども、北海道労働委員会にも提訴ということもございますので、それらのいきさつを見ながらこれらのことについてはよく注意深く見守っていきたいなと思っております。」

- (10) 23年8月26日、22年道委不第2号事件について、組合とZ1との間で和解協定（以下「和解協定」という。）が成立し、その第4項では、「平成21年7月15日付け『確認書』第1項『Z1は、給食部門の外部委託について大樹町の無期限延期の指導を受け入れたことを表明する』については、改めて団体交渉において協議するものとし、その協議には、双方の合意により大樹町の同席を求めるものとする」とされていた（甲12）。

3 本件団体交渉から本件救済申立てに至るまでの経過について

- (1) 23年11月28日、町は、Z1から、本件団体交渉への同席の要請書を受理したが、この要請書には、「平成21年7月ころの上記指導内容についてご

説明を求めたいと存じます」とあった（乙4）。

- (2) 同年12月3日、町は、和解協定の第4項に基づく交渉への出席要請を受け、G町民課長（以下「G課長」という。）とH町民課保育所係長が、本件団体交渉に出席し、町が本件外部委託について行った「無期限延期の指導内容」とは白紙撤回ということではなく、当面延期するということである旨を説明した。この本件団体交渉において、組合は、町に対し、町の担当者や町議会議員などが本件外部委託の必要性などについて現地視察や調査などを行った事実がない点を指摘し、持ち帰って実施を検討するよう提案したところ、G課長は検討してみると回答した（甲4、H証言・第1回審問調書34頁、A陳述・第1回審問調書18頁）。
- (3) 同月6日、組合のA執行委員長は、本件団体交渉で求めた町からの回答がないので、G課長に電話し文書での回答を求めたところ、「議会の方はわかりませんが、町からは検討して回答します」と、文書での回答を約束した（争いのない事実、甲1）。
- (4) 同月9日、組合は、町から、同日付けの町長名の文書を受領した。同文書は、組合が本件団体交渉及び上記(3)の電話で要求した町関係者及び町議会議員によるZ4給食調理現場の視察要求について、組合の要求は和解協定に基づくものではなく、町は和解協定第4項に基づく同席をするのみであり、それ以外の一切のコメントはしないし、今後とも組合と一切の直接協議、交渉等をしないのでご了承願うとの表明をもってその回答とするという内容であった（甲1）。
- (5) 同月11日、組合は、町に正式に団体交渉を申し入れ、同月15日午後5時までにファックスで回答するよう求めた（甲2）。
- (6) 同月18日、組合は、町から何の回答もないので、2回目の団体交渉申し入れをし、同月20日午後5時までにファックスで回答するよう求めたが、それ以降も回答がなく、同月26日、組合は本件申立てをした（争いのない事実、甲3）。
- (7) 24年2月6日、本件不当労働行為審査手続の第1回調査において、当委員会は、組合に対しては、町との話し合いを求める事項について、「Z2及びZ3保育業務委託契約書（平成23年度）」（乙第1号証）の第6条に基づき町がZ1と協議し承諾した内容に関連させて、準備書面を提出するよう指示する一方、

町に対しては、上記の組合の求める事項について、話し合いに応じる意向があるかどうか次回調査までに検討するよう指示した（当委員会において顕著な事実、第1回調査調書）。

- (8) 同年3月22日、本件不当労働行為審査手続の第2回調査において、組合が同年2月15日付け準備書面で求めた話し合いを求める事項について、町は、改めて組合との話し合いに応じる意向はない旨を回答した（当委員会において顕著な事実、第2回調査調書）。
- (9) 同月23日、組合は、同日付けで、町に対し、本件外部委託を内容とする団体交渉を申し入れ、同月28日正午までにファックスで回答するよう求めたが、期限までに回答がなく、4月5日、組合は本件追加申立てをした（争いのない事実、甲39）。

4 組合とZ1の関係について

- (1) 組合とZ1の間に生じた22年道委不第2号事件の経緯については、前記2で認定したとおりであり、C組合員がZ1に雇用されている職員であることについては組合と町との間に争いはない（乙3）。
- (2) 23年12月15日、組合は、本件団体交渉の結果を受けて、Z1から、「ご連絡書」と題する書面で、本件外部委託の体制につきZ1の考え方を示すとして、「給食調理業務を調理業者に外部委託をした上で、当法人に給食調理業務の総括的任務（給食調理業務管理）を行う責任者を配置することにより、給食調理業務全般の管理責任を法人で担うことができます。当法人に責任者を配置することは、大樹町と受託業者からの要望に基づくものです。（中略）他方で、栄養士以外の調理業務に従事する職員は、外部委託により当法人において従事する業務がなくなりますので、受託業者に転籍することによって従前とほぼ同じ業務に従事することが可能となります。」との通知を受けた（甲13）。
- (3) 同月28日、組合は、Z1から、21年7月15日付け確認書を24年3月31日付けで解約する旨の通知を受けた（甲20、53）。
- (4) 24年3月14日、Z1は、C組合員に対し同年3月19日をもって「法人本部用務員」とする旨内示し、組合にも通知した（甲33、34）。
- (5) 同月15日、組合は、Z1に対し、上記(4)の内示に反対し、辞令の受取を拒

否する旨表明するとともに、改めて、本件外部委託に反対する旨通知した（甲35）。

- (6) 同年4月12日、Z1は、組合に対し、「ご連絡書」と題する書面で、団体交渉事項の整理が必要であるとして、団体交渉の延期を通知した（甲52、53）。
- (7) 同月20日、組合は、Z1の「ご連絡書」の内容を事実上の団体交渉拒否及び支配介入であるとして、当委員会に、不当労働行為救済申立て（24年道委不第13号事件）をした（甲53、当委員会において顕著な事実）。
- (8) 同年8月2日、組合は、7月31日にZ1とC組合員との間に成立した調停事項を履行し、(7)の救済申立てを取り下げた（当委員会において顕著な事実）。

5 町とZ1の関係について

(1) 全般的な関係

ア Z1は、前記第3の1の(3)で認定したとおり、昭和48年に設立された社会福祉法人であるが、その前身であるZ4の設立は昭和30年であり、いわゆる無認可保育園の時期を経て、現在まで大樹町内において保育事業を営んできたものであるが、町とZ1との保育業務の委託関係がいつ頃から始まったかは不明である（乙5、H証言・第1回審問調書31頁）。

イ 現在、町は、委託期間を1年間と定めて、Z2及びZ3における保育業務をZ1に委託し、21年度からは、毎年度「Z2及びZ3保育業務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）を作成し締結しているが、20年度以前は契約書が作成されていなかったことから、町は、監督庁である北海道に照会したところ、取り交わすべきではあるが、過去に結んでいないことによるペナルティーはないとの回答を得ていた（甲6、乙1、H証言・第1回審問調書32頁）。

ウ 町とZ1が21年度以降毎年度締結している委託契約書においては、Z1は、業務の一部に当たる個別業務の委託については、町と協議するものとされ（第6条）、町に対する、事故や災害等の緊急事態が発生した場合の通報義務（第8条）、保育計画及び行事計画、収支予算、業務年度終了後の実績報告、収支計算書及び貸借対照表の提出義務（第10条）などが定められている。

一方、町は、業務状況の聴取等として、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる（第11条）とされ、委託業

務が関係法令等に違反し、明らかに不相当と認められるとき、町の業務上の指示に正当な理由なく従わないとき、その他、その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したときは、Z1との契約を解除できる（第12条）とされている。

また、Z1は、委託契約書別紙の「委託業務実施基準」により委託業務を誠実に履行するものとされており（第1条）、同基準には、保育園の開閉園時間、休園日、給食及びおやつの提供などの保育の実施など、職員の労働条件に関連がある基準が定められていたが、町による直接の指揮・命令の根拠となるような条項はない。

（乙1）

エ 町は、Z2、Z3及びZ2で実施される乳幼児を持つ母子を支援するための子育て支援センターの運営費に対する委託料として、24年度予算として1億4,105万円を計上している。

また、町は、児童福祉法に基づき、保育所への入所手続、保育費用の徴収業務を行うほか、町高齢者保健福祉推進センター「らいふ」による栄養指導、歯磨き指導、保育園が主催する各種行事の際の町所有のスクールバスの使用許可、町内放送を使用したZ1の保育士募集などの業務支援を行っている。

（甲31、42、47、48、59から61まで、H証言・第1回審問調書46頁以下、争いのない事実）

オ 町は、Z1の職員に関し、Z1に対し採用、人事異動に意見を述べたり、指導することはなく、勤務内容や労働条件についても委託契約に基づく関与を除いては、基本的にZ1の自主運営に任せている（H証言・第1回審問調書33頁）。

カ そのほか、町とZ1の間において、人事面における町からZ1へのいわゆる天下り、出向及び定年退職後のOB等による再就職理事の派遣は、現在も過去もなく、Z1の設立、運営に対し、例えば資金を融資する、あるいは借り受けるといった資金的なつながりもなかった。また、町は、Z1の経営計画や事業計画を確認することはあっても関与することは今までなかった（乙5、H証言・第1回審問調書31、53頁以下）。

(2) 本件外部委託における関係

- ア 町が、22年道委不第2号事件において、Z1の本件外部委託の問題に関わった経緯については、前記第3の2の(2)から(6)まで及び(9)で認定したとおりである。
- イ 24年3月26日、Z1は、町に対し、同年4月1日から給食業務を委託したいとの協議がなされ、同年3月28日、町は、厚生省局長通知に基づき審査した結果、これに同意する旨の書面を発した（甲55から57まで、H証言・第1回審問調書41頁）。
- ウ 町は、上記イの同意に当たり、基本的に、Z1と相手方の業者とが結んだ契約書が厚生省局長通知にかなっているかどうかを形式的にチェックしたのみであり、文書協議の前段で協議はしたものの、業者選定の問題に関与したことはなかった（H証言・第1回審問調書49、51、59頁）。
- エ 町が、本件外部委託協議の基準とした厚生省局長通知は、従来は施設の職員により行うとされていた保育所の調理業務について、「調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものである」と、方針を変更したものであった。町は、Z1が同通知にのっとって調理業務の外部委託を選択しようとするときは、同通知に基づき、特別の事情がない限り、運営に関するZ1理事会の方針を尊重すべきであると考えたが、この姿勢は、この通知の遵守に係る指導については北海道が行うべきものであり、大樹町が行うものではないとの姿勢によるものであった（乙7、H証言・第1回審問調書33、58頁）。

第4 判断

1 町の法上の使用者性について

- (1) この点について、組合は、C組合員の労働条件に影響力を持つ町も、雇用主であるZ1とともに法上の使用者に当たると主張するのに対し、町は、C組合員が独立した組織であるZ1に雇用されている一方、Z1職員の労働条件に対し

何ら指揮・監督権を持たない町に使用者性は全くないと主張するので、この点について以下検討する。

- (2) 町が、役員派遣などによってZ1を支配し、Z1が町の支配下で一体として事業を行い、町がZ1の職員の労働条件について、部分的にでも雇用主であるZ1と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる場合には、町は、Z1の職員の労働条件について、Z1と並んで法第7条にいう「使用者」としての地位にあるというべきである。

以下、この視点から本件について検討する。

- (3) まず、組合は、町とZ1の間の保育業務委託契約の存在を指摘し、町が、Z1に対し管理・監督権限を有することを指摘する。前記第3の5の(1)のウで認定したとおり、確かに、町は、Z1に対し一定の指揮・監督権限を有しているが、これらの権限は、あくまで保育業務の適正な実施を図ることを目的とする保育業務委託契約に基づく当事者間の権利義務として発生しているものであり、同契約には、町が、Z1の職員に対する個別の労働条件の決定、直接の指揮・命令をなし得る根拠は一切ない。

さらに、具体的な保育業務の実施に際しても、前記第3の5の(1)のオで認定したとおり、町は、Z1に対し、その職員の採用、人事異動に意見を述べたり、指導することはなく、勤務内容や労働条件についても、保育業務の適正な実施を目的とする指揮・監督の権限行使の結果、影響が及ぶことはあっても、基本的にはZ1の自主運営に任せていたのであるから、町が、Z1の職員の労働条件について、雇用主であるZ1と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定していた事実は認められない。

また、組合は、Z1の運営する保育園の運営費の原資が町の補助によるものであり、町が保育料納入や入所措置や業務支援を行っている事実を指摘する。しかし、前記第3の5の(1)のエで認定したとおり、補助基準に基づく委託料の支弁や保育料納入及び入所措置は、児童福祉法に基づく地方自治体としての事務の一環であり、その他業務支援の協力は保育事業の委託者として当然の責務であるから、いずれも雇用主と同視できる程度の支配・決定力を有していた事実であるとは認められない。

- (4) 次に、組合は、町がZ1の進める本件外部委託計画に深く関わっていると主

張する。確かに、前記第3の2の(2)で認定したとおり、町は、21年7月に、Z1に対し本件外部委託の無期限延期を指導した実績があり、保育業務委託契約に基づく本件外部委託の承認権限も有する。このことが、なにゆえ町の使用者性の根拠となるのか組合の主張は必ずしも明らかではないが、法上の使用者は「労働者の労働関係上の諸利益に何らかの影響力を及ぼしうる地位にある一切の者」であるとの主張を前提に、本件外部委託の実施がC組合員の処遇に影響しており、その本件外部委託の承認権限を持つ町が使用者たり得るとの考えかと思われる。

しかしながら、前記第3の5の(1)のア、オ及びカで認定したとおり、Z1は独立した法人格を持つ社会福祉法人であり、町との関係において、役員、職員人事、経営、事業運営全てにおいて自主性を持って保育事業を営んでいると認められる。一方、町は、前記第3の2の(9)及び5の(2)で認定したとおり、町内の混乱を回避するための当面の措置として、Z1に対し本件外部委託の延期を指導したのちに、これを承認している。この本件外部委託を承認する権限は、上記(3)で判断したとおり、あくまで保育業務の適正な実施を図ることを目的とする保育業務委託契約に基づき定められたものであって、町は、外部委託の承認に当たり、Z1と委託業者との契約が、専ら、衛生や栄養等の質の確保に関する条件を定める厚生省局長通知に合致しているかどうかの観点からのみ審査しているのである。よって、本件外部委託の承認が、結果としてZ1の職員の労働条件に影響を与えたとしても、そのことをもって雇用主と同視できる程度の支配・決定力を有していたとは認め難い。

- (5) そのほか、前記第3の5の(1)のオ及びカで認定したとおり、町とZ1の一体性をうかがわせる事情も認められず、町がZ1の職員の労働条件について、部分的にでも雇用主であるZ1と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる事実は認められない。

2 結論

以上のとおりであるから、町は、法上の使用者とはいえず、争点2及び3を判断するまでもなく、本件申立てを棄却する。

よって、当委員会は、法第27条の12及び労働委員会規則（昭和24年中央

労働委員会規則第1号) 第43条の規定により主文のとおり命令する。

平成24年11月26日

北海道労働委員会

会 長 道 幸 哲 也